

結婚新生活を応援します！

天童市では、結婚をして天童市内で新生活を始める新婚世帯に住宅の賃借費用や引越費用を1世帯あたり、最大60万円を補助します。

対象世帯

次の条件をすべて満たす世帯

- 令和4年1月1日から令和5年3月31日までに婚姻届を提出し、夫婦共に天童市内の該当住宅に住民票がある
- 婚姻時の夫婦の年齢が共に39歳以下
- 夫婦の令和3年分の所得の合計額が400万円未満
(世帯年収約540万円未満に相当)
※夫婦の双方又は一方が離職し、申請時において無職の場合は、離職した者については、所得なしとして、夫婦の所得を算出します。
※貸与型奨学金を返済している場合は、世帯の所得から返済額を控除できます。
- 本市又は転入前の市区町村における市税等の滞納がないこと
- 過去に結婚新生活支援事業による補助を受けたことがないこと
- 天童市が指定する講座等を受講すること
- ★ 他の公的制度による住宅補助を受けている場合は、その額を補助対象経費から控除し、補助金額を算定します。

対象経費

令和4年1月1日～令和5年3月31日までの結婚に伴う転入(転居)にかかる次の費用

- 新規の住宅賃借費用(家賃、敷金、礼金、仲介手数料)
※原則、同居開始後の費用
- 引越費用(運送業者や引越業者を利用したものに限り)

補助額

1世帯当たり 上限 60万円 ※夫婦の年齢によって上限額が異なります
○夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下の世帯 上限60万円
○上記以外の場合 上限30万円

申請期間

令和4年6月15日～令和5年3月31日まで
※先着順で予算の範囲内

申請書類

裏面をご覧ください

お問い合わせ
提出先

■天童市総務部市長公室 まちづくり推進係
■TEL:023-654-1111 内線 324

<https://www.city.tendo.yamagata.jp>

手続きのながれ

